

**令和7年度**

**第22期第4回内水面漁場管理委員会  
議事録**

**令和7年4月23日  
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和7年4月23日(水) 午前10時から11時01分まで

場所 内水面漁場管理委員会委員室

#### 議題

- 1 議案1 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について  
(銚子川漁業協同組合)
- 2 議案2 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について  
(長瀬太郎生川漁業協同組合)
- 3 議案3 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について  
(櫛田川河川漁業協同組合)
- 4 議案4 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について  
(大内山川漁業協同組合)
- 5 議案5 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について  
(宮川漁業協同組合)
- 6 議案6 第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針についての一部改正について
- 7 その他  
(1) 次回の委員会日程等について

#### 出席委員

大瀬 公 司 垣 外 昇 中本 恵 二 井上 亜 貴 西 根 麻 里  
金 岩 稔 大 野 研 三 谷 伸 也 栗 田 潤

(※斜体字 Web 出席)

#### 欠席委員

勝木 祥文

#### 事務局

事務局長 小林 智彦  
主幹 中西 健五  
主査 葛西 学

#### 行政

水産資源管理課  
(漁業調整班)  
課長補佐兼班長 西 窪 大 輔  
主査 林 茂 幸  
主任 稲 葉 駿

#### 傍聴者

なし

計 15 名

○大瀬会長

ただ今から第 22 期第 4 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は、委員総数 10 名中、欠席は勝木会長職務代理者で、出席委員が Web 参加の西根委員、金岩委員を含め 9 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、西根委員、三谷委員にお願いします。本日傍聴人はありません。

それでは、議案 1 「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料 1 の 1-1 ページをご覧ください。

議案 1 につきましては、令和 7 年 4 月 4 日付け、農林水第 24-4002 号で三重県知事から諮問書が提出されています。

内容は、知事に対し銚子川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので、漁業法第 170 条第 4 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（稲葉主任）

資料 1 の 1-1 ページをご覧ください。銚子川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可の申請がありました。銚子川漁業協同組合は、三重県内共第 15 号の船津川と、第 16 号の銚子川の 2 つの共同漁業権がありますので、双方から申請があがってきています。

1-2 ページに、変更の概要と審議のポイントを示させていただきます。

まず変更の概要について、第 15 号は、あゆの友釣りにおいて、疑似おとり（あゆるアー）、リール竿又はリールの使用を認めることです。理由としては、遊漁者の増加を図るためと聞いています。（2）字句の修正があります。続いて第 16 号については、（3）魚飛橋上流端より上流区域の銚子川に限定してあゆの友釣りにおいて、疑似おとり（あゆるアー）、リール竿又はリールの使用を認めることです。こちらも遊漁者の増加を図るためと聞いています。さらに、（4）字句の修正があります。2 審議のポイントに関しましては、「遊漁を不当に制限するものではないかと」というところで、関係法令は以下に示してあるとおりです。

1-3 ページをご覧ください。第 15 号の新旧対照表になります。第 3 条の漁具・漁法の制限において、ルアー釣りを追加する旨、記載されています。第 5 条の全長制限において、「漁種」を「魚種」に字句の修正を行います。

1-4 ページ、1-5 ページには、変更認可申請書のかがみ文と変更理由書を添付しています。

1－6 ページに第 16 号の新旧対照表を示しています。こちら第 3 条にルアー釣りを追加します。第 5 条に疑似おとりのリール竿またはリールを使用する友釣りにおいては、魚飛橋上端より上流の銚子川以外の区域及び前項の区域においては、遊漁をしてはならないとありますので、上流のみであゆルアー釣りを認めるということです。

1－7 ページは、先ほど同様、字句の修正です。

1－8 ページ、1－9 ページには、申請書のかがみと変更理由書を添付しています。1－10 ページ以降は、第 15 号、第 16 号の漁業権行使規則の変更認可申請書を参考に添付しています。こちらあゆ漁業においてルアー釣りを追加する旨の申請がなされています。説明は以上になります。

○大瀬会長

ただいま説明のありました議案 1 について、ご審議をお願いします。  
何かご意見はございませんか。

○委員

(意見なし)

○大瀬会長

ないようでしたら、議案 1 につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

(異議なし)

○大瀬会長

全員異議がないようですので、議案 1 については、適切であると認め、その旨答申いたします。

続きまして、議案 2 「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について」を審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料 2 の 2－1 ページをご覧ください。

議案 2 につきましては、令和 7 年 4 月 8 日付け、農林水第 24-4003 号で三重県知事から諮問書が提出されています。

内容は知事に対し長瀬太郎生川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので漁業法第 170 条第 4 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（稲葉主任）

資料2の2-2ページをご覧ください。今回の申請の概要を示しています。まず変更の概要（1）遊漁者が女性または肢体不自由者の場合、あゆ年券遊漁料を5,500円から6,000円に改定、（2）あゆ年券遊漁料を11,000円から12,000円に改定します。（1）（2）につきましては、遊漁料の料金体系の見直しにより組合経営の安定化を図るため、と聞いています。（3）あゆ日券の期間を解禁日翌日以降から、解禁日翌日以降の組合が指定する日に変更します。理由は、日券の発売開始日を平日とし、近隣の交通に支障をきたす混雑をさけるためと聞いています。

2審議のポイントについては、（1）遊漁を不当に制限するものではないか、（2）遊漁料が種苗放流や見回りなどに係る費用に比べて妥当であるかについてです。組合員1名あたりの負担額が遊漁者1名の負担額を上回っていることを確認しています。また、放流等の経費が多くかかっている状況にあり、そのバランスをとるための遊漁料の値上げであるということを確認しています。

2-3ページの新旧対照表をご覧ください。第6条遊漁料の額及び納付方法の部分において、年券の値上げと、日券の解禁日を組合が指定するという記載に変更します。

2-4ページ、2-5ページに、遊漁規則変更認可申請書と変更理由書を添付しています。

説明は以上になります。

○大瀬会長

それでは、ただいま説明のありました議案2について、ご審議をお願いします。

何かご意見はございませんか。

○三谷委員

女性または身体の不自由な方とありますが、なぜ女性と男性をわける仕組みになっているのでしょうか。アングラの方からの意見なののでしょうか。

○井上委員

女性があゆ釣りを始めようとする、一緒に男性を連れてきてくれると聞いたことがあります。

○三谷委員

障がい者区分はわからないでもないですが、現在は、性別はあまり言わなくなっている。家族割のような感覚ですか。

○中本委員

今言われたように、夫婦で来て、夫は釣りを。妻は暇だから少し釣りをしてみたい

というときに、遊漁券を一日分買うのはもったいないので、半額や少し安くなった方が良いかも。

○三谷委員

入りやすくするための施策ということですか。

○中本委員

それで女性も釣りをして、多く釣れるようになれば、あゆ釣りに興味を持った女性も増えるのではないかなと思います。

○垣外委員

漁協では、あゆ釣りを利用される女性が非常に少なく、漁協運営が大変厳しいので女性も含めた遊漁者を確保するために底辺を広げていこうというのが理由だと思います。

○三谷委員

わかりました。それがおかしいとか良いとかという話ではなく、今までの経緯を知らないで素朴な疑問でした。ありがとうございます。

○大瀬会長

他にご意見はございませんか。

ないようですので、議案2につきましては、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

(異議なし)

○大瀬会長

全員異議がないようですので、議案2については適切であると認め、その旨答申いたします。

続きまして、議案3「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料3の3-1ページをご覧ください。

議案3につきましては、令和7年4月8日付け、農林水第24-4005号で三重県知事から諮問書が提出されています。内容は、知事に対し櫛田川河川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので、漁業法第170条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（稲葉主任）

3-2ページをご覧ください。まず変更の概要については、あゆの竿釣りにルアー釣りを加えるということで、変更の理由は、新規遊漁者の増加を図るためと聞いています。審議のポイントとしては、(1) 遊漁を不当に制限するものではないかというところです。

3-3ページは新旧対照表です。第3条の漁具・漁法の制限においてルアー釣りが追加され、第5条の遊漁料及び遊漁料の納付方法についても、ルアー釣りが追加されています。

3-4ページと3-5ページが変更認可申請書のかがみと変更理由書になります。3-6ページ、3-7ページ、3-8ページと行使規則の変更認可申請書も参考に添付しています。行使規則のあゆ漁業についても、ルアー釣りが追加される旨の変更認可申請をいただいています。

説明は以上になります。

○大瀬会長

ただいま説明のありました議案3について、ご審議をお願いします。

何かご意見はございませんか。

○大野委員

議案1のルアーの表現と違いますよね。議案1では疑似おとりやリール竿も書いてあるのですが、ここでのルアー釣りとは、どこまでを含みますか。違いはあるのでしょうか。

○水産資源管理課（稲葉主任）

櫛田川河川漁業協同組合から聞いている話では、竿釣りでルアーということで、特にリールを使うことも制限するものではないということです。

○大野委員

釣りに詳しい方はこの表現をみて理解できるということですか。理解できるなら全然問題ないと思いますが。

○井上委員

疑似おとりが日本語で、ルアーが英語という表現ではないでしょうか。

○大野委員

同じ表現の方が良いのかなというのと、リール竿を使っても良いのかどうかは、ルアー釣りと書いてあるだけで判断できるのですか。

○金岩委員

疑似おとりというのは、元々ごろびき（がり曳き）などに含めた形での遊漁規則の記述

として、漁協にあったのだと思います。リールを禁止する場合にはその旨明記してありますよね。リールを禁止するという項目を取り除けば、ルアー釣りという形とほぼ同等の解釈になると思います。そういう記述がなかった漁協は、今は疑似おとりという表現よりはルアーという方が一般的であるからそういう言葉を使っているだけであって、疑似おとりとルアーに差はないと考えられます。

○大野委員

わかりました。

○大瀬会長

ほかにご意見はございませんか。

ないようでしたら、議案3につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

(異議なし)

○大瀬会長

全員異議がないようですので、議案3については、適切であると認め、その旨答申いたします。

続きまして、議案4「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について」を審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料4の4-1ページをご覧ください。

議案4につきましては、令和7年4月8日付け、農林水第24-4007号で三重県知事から諮問書が提出されています。

内容は、知事に対し大内山川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので、漁業法第170条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（稲葉主任）

4-2ページをご覧ください。まず変更の概要については、あゆの年券を以下のとおり改定します。①竿釣りのみの場合、12,000円から13,000円。②竿釣、ひっかけ、こたかの場合、17,000円から18,000円。③ひっかけ、こたかの場合、12,000円から13,000円です。変更の理由は、料金体系の見直しにより組合経営の安定化を図るためと聞いています。

2 審議のポイントについては、(1) 遊漁を不当に制限するものではないか、(2) 遊漁料が種苗放流や見回りなどに係る費用に比べて妥当であるかというところです。組合員 1 名あたりの負担額が遊漁者 1 名あたりの負担額を上回っていることを確認しています。また、放流等の経費が多くかかっている状況にあり、そのバランスをとるための遊漁料の値上げであるということです。

4-3 ページをご覧ください。遊漁料の改正をする旨の記載がされています。

4-4 ページと 4-5 ページは、変更認可申請書のかがみと変更理由書になります。説明は以上になります。

○大瀬会長

ただいま説明のありました議案 4 について、ご審議をお願いします。  
何かご意見はございませんか。

○大野委員

あゆの竿釣に模擬おとりと書いてありますが、あめごの竿釣のルアーと同じですか。表現が違いますが、遊漁者はわかるのでしょうか。

○三谷委員

模擬おとりの表現が広い意味で、ルアーはある程度限定されるようなものなのですか。

○金岩委員

模擬おとりは、あゆのおとりなのであゆにしか使わないと思います。この 5 年くらいあゆにもルアーを使うようになり、あゆに対しては模擬おとりや疑似おとりとかいう言葉しか使っていなかったのが最近変わってきている。あまご釣りとおゆ釣りの違い、模しているものが餌なのか魚なのかという違いはあります。だから、必ずしもあまごとあゆで同一にしなければいけないというわけでもないと思いますが、漁協間での要望の統一が、漁業者の利益のためになるというのであれば、委員会で検討すれば良いことだと思います。

○大瀬会長

ほかにご意見はございませんか。

ないようでしたら、議案 4 につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

(異議なし)

○大瀬会長

全員異議がないようですので、議案 4 については、適切であると認め、その旨答申いたします。

続きまして、議案 5 「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について」を審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料5の5-1ページをご覧ください。

議案5につきましては、令和7年4月8日付け、農林水第24-4009号で三重県知事から諮問書が提出されています。

内容は、知事に対し、宮川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので漁業法第170条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（稲葉主任）

5-2ページをご覧ください。まず変更の概要については、（1）あゆの保護区の基点名称を「沼木中学」から「旧沼木中学」に変更します。（2）あゆの友釣区を「小萩出合から柳バス停まで」から「新柳橋から愛洲橋まで」に変更します。理由は、現行区域が樹木に覆われていることから、藻が生育せず、友釣区として不適切になっているので、適地へ変更する必要が生じたためと聞いています。5-7ページに図で示してあります。

5-2ページにお戻りください。（3）遊漁料の納付場所を1軒削除します。

審議のポイントとして、友釣区の変更が遊漁を不当に制限するものではないかという点です。

5-3ページが新旧対照表になります。5-5ページ、5-6ページ、5-7ページが今回の変更に係る変更認可申請書のかがみと変更理由書とその図になります。併せて、5-8ページ以降に参考として、共同漁業権の行使規則の変更認可申請書も添付しています。こちらも遊漁規則と同様の変更が申請されています。

説明は以上になります。

○大瀬会長

ただいま説明のありました議案5について、ご審議をお願いします。

何かご意見はございませんか。

○垣外委員

遊漁規則に遊漁券の発売する場所を記載する必要があるのですか。

○水産資源管理課（稲葉主任）

宮川漁業協同組合の場合は詳しく1から7まで買える店舗を示していただいておりますが、他の漁協は、1と2で名称が書いてあって、3以降で漁協が指定する場所やそれを公示するといったことが書いてありますので問題はありません。

○大瀬会長

ほかにご意見はございませんか。

ないようでしたら、議案5につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

(異議なし)

○大瀬会長

全員異議がないようですので、議案5については、適切であると認め、その旨答申いたします。

続きまして、議案6「第5種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針についての一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

「第5種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」において、目的及び公示の項目で令和4年に水産庁長官から新たな通知が出されていますが、反映されていませんでした。また、令和7年1月28日に開催しました第2回委員会の協議事項1の「第5種共同漁業権に係る令和7年度目標増殖量の事前協議」で、同取扱方針のアスタリスクの記号のずれやわかりにくさのご指摘をいただきました。

そのため、今回「第5種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」の一部改正について、ご審議をお願いするものです。

資料6をもとに説明させていただきます。6-1ページから6-3ページが取扱方針の改正案、6-4ページから6-10ページが現行の取扱方針です。6-11ページから6-14ページが関係法令等として漁業法と先ほど申しました水産庁長官通知を添付しています。

まず、6-4ページからの現行の取扱方針をご覧ください。6-4ページの1目的と6-5ページの5目標増殖量の公示の項目で根拠となる水産庁長官通知が漁業法改正前の「漁場計画の樹立について」となっているのを6-12ページ以降の新たな通知であります「海区漁場計画の作成等について」に修正します。6-1ページと6-2ページの改正案にそれぞれ反映させたいと考えます。さらに、6-4ページや6-6ページのアスタリスクマークのずれ、これはワード文書で行の挿入や文字の削除をした場合、アスタリスクマークが図形の貼付けになっており一緒に改行され、ずれが残ってしまったことが原因と考えられます。またわかりづらさを解消するために、6-3ページのとおり、注1・注2・注3とカッコ表記とし、下段にまとめて説明文を明記しました。

今回の改正案につきましては、簡易な記号等の修正と根拠となる水産庁の通知文の修正ということで、改正をさせていただきたいと考えています。

説明は以上です。

○大瀬会長

ただいま説明のありました議案6について、ご審議をお願いします。

何かご意見はございませんか。

○委員  
(意見なし)

○大瀬会長  
ないようですので、議案6については、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

○委員  
(異議なし)

○大瀬会長  
全員異議がないようですので、事務局案のとおり一部改正することとします。

○事務局（小林事務局長）

前回委員会で、河川工事の計画等を審議する三重県河川整備計画流域委員会に漁協等の関係者が入っていないのではないかという話が出ていました。このことについて、内水面漁場管理委員会でそのような意見があったということの伝達も含めて、県土整備部河川課へ行ってきました。回答は、河川工事の計画を検討する三重県河川整備計画流域委員会は、魚類等の専門家として学識経験者の委員を選定しているということでした。地元の漁協や住民からの意見についてはアンケート調査やパブリックコメントで集約していますとのことでした。また、目標増殖量の元となる早瀬などの面積がわかる資料などを保有していないかを聞きましたが、参考になるような資料はないと思われるとの回答でした。

○大瀬会長  
事務局長からの説明に関しまして、何か質問がございましたら。

○垣外委員  
その説明ですと我々は、四六時中関心を持ってはならない。頭首工についてはどれくらいの頻度で全面更新工事をするのか、その時に通知だけでもいただけたら水生生物に長けた人の意見を三重県河川整備計画流域委員会に直接伝えることができる。更新工事は何年という基準がありますよね。

○事務局（小林事務局長）

頭首工は、農林水産部農業基盤整備課が担当になります。今回お話をさせていただいたのは県土整備部河川課の河川計画班ですので、担当部署が違います。

○垣外委員  
おそらく繋がりはあると思います。県土整備部にそういったことを連絡しないと、頭首工の工事はできないと思います。

○事務局（小林事務局長）

更新工事の話を聞きましたら、ご報告させていただきます。

○金岩委員

三重県河川整備計画流域委員会の設置基準において、委員構成はどのような基準なのでしょう。

○事務局（小林事務局長）

基準までは把握していませんが、大学の先生が中心となっているようです。

○金岩委員

現行の委員は把握していますが、三重県河川整備計画流域委員会の設置基準に基づいていないはず。そこには学識経験者しか入らないとなっているのかそれとも河川関係者になっているのか。もし河川関係者になっているのであれば、漁業関係者を入れるように検討していただきたいと思います。

○事務局（小林事務局長）

調べてご報告させていただきます。

○大瀬会長

他になにかご意見はございませんか。

ないようですので、その他事項1「次回の委員会日程等について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

次回の内水面漁場管理委員会は、6月中旬に予定しています。時間は午前10時から、場所は内水面漁場管理委員会委員室です。議題は「コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について」他を予定しています。後日、委員会の日程につきまして、メールでご都合をお伺いしますのでよろしくお願い致します。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

ありがとうございます。また事務局の方からメールで日程調整があると思いますので、参加していただくよう、よろしくお願い致します。

○金岩委員

2点よろしいでしょうか。一つは前回委員会で目標増殖量に関して、名張川漁業協同組合をはじめいくつかの漁業協同組合から令和7年度の目標増殖量等に関する意見がありましたが、取扱方針で定める計算式に基づいているので、目標増殖量は変更しないという結論であったと思います。でも毎年目標増殖量が大きく増減する可能性があるということは、

漁協の経済的な部分に対しても大きな影響を与えたいと思います。ですから目標増殖量の換算式も含めて取扱方針の検討を開始した方が良いのではないかと考えています。今後、委員会で検討を進めるように事務局で準備していただけたらと思います。

もう一つは確認ですが、先ほどの遊漁規則の改正で、遊漁料と行使料の関係において、行使料の方が高くなければいけないという説明がありました。これは不当に遊漁者を規制するものであってはいけないというところからきていると思いますが、漁業法では直接的には遊漁料の方が高くとは書かれていないと思います。このあたりの解釈や法的根拠を教えてください。

#### ○水産資源管理課（稲葉主任）

2点目について、ご指摘のとおり遊漁者が上回ってはいけないという規定はありません。例えば遊漁者がどれだけ上回ってはいけないということではありませんので、口答で説明させていただいて委員会に諮るということになります。

#### ○金岩委員

わかりました。組合員が減少していくなか、組合員になることのメリット、例えば遊漁料より行使料をわずかに安くするようなことを時代に合わせたかたちで考えていった方が良く考えています。

#### ○垣外委員

組合員の行使料の方が上回るというのはどのような計算ですか。

#### ○水産資源管理課（稲葉主任）

組合員の行使料は、負担額で計算しています。組合員が払う賦課金と行使料に補助金も足しています。補助金は組合員の皆さまが均等にもらっているという前提で計算していますので、賦課金と行使料と補助金を足した数を組合員数で割った数と、遊漁者は、遊漁料を遊漁者数で割った数字で計算しています。

実際に計算してみると今回あがってきた申請も組合員が遊漁者と比べて3倍程度多く負担しているというような計算結果が出ています。

#### ○事務局（葛西主査）

ひとつ目の目標増殖量の取扱方針について、今後委員会で改正して協議を続けていくべきではないかということで、本日提出させていただきました、取扱方針の一部改正につきましては、前回及び前々回委員会でご指摘いただいた比較的簡易な一部改正ということで、事務局で案を作成しましたが、過去の委員会でいろいろ課題をお聞きしていますので、今後改正する必要があるという認識で事務局もいるところです。

前回委員会で6-7ページの協力金という表現についての意見もありましたし、先ほど事務局長から申しあげました河川の面積、あるいは増殖調整係数、現在は10段階ですが、これらの検討などが必要であるという認識でいます。一昨年に増殖調整係数を5段階から10段階に改正していただいたときも、委員会で何回も協議を重ねてまいりました。また、

委員会で協議を重ねていくのか、小委員会で検討していくのか、あるいは学識委員が中心に事務局がたたき台を作って進めていくのかなど今後ご意見をお聞かせいただいで進めていきたいと思っています。

○金岩委員

あゆの生息面積の算出は、現状把握からなんらかのかたちで話をしなくてはいけないと思います。予算の都合もあると思いますが、10年、20年、見直しがされていないという現状なので、当然生息面積等も変わってきていると思います。何年ごとにどのように見直ししていくかという仕組み作りも含めて検討していければと思います。

とりあえず、事務局で課題をリストアップし、対応案を出し合って、改正に向けて進めていく形でどうでしょうか。

○事務局（葛西主査）

次回委員会において事務局で過去の委員会等で委員からご意見いただいたことを中心に現状の課題点や問題点をリストアップして、今後この項目はどうしていこうかと委員にご意見をいただき進めさせていただければと思いますがいかがでしょうか。

○大瀬会長

今の事務局からの説明にご意見ございますか。

○委員

（意見なし）

○大瀬会長

それではただいま説明のあった形で進めていきたいと思っています。よろしく申し上げます。

本日の議案審議は終了しました。

これをもちまして、委員会を閉会します。